

お知らせ

株式会社 エネコム
〒730-0051 広島市中区大手町二丁目11番10号

2023年8月23日

サービス約款改定のお知らせ

平素は当社サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

対象サービスをご利用のお客さまに、約款の改定についてお知らせいたします。

変更点は、次ページ以降に記載をしておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

今後もよりよいサービスの提供が行えるよう、精一杯努めてまいります。引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

<記>

■改定対象約款

EneWingsVPN サービス契約約款

■新約款の適用日

2023年9月1日（金）

■新約款との対照表（変更点一覧）

次ページ以降をご確認ください。

■約款

<https://www.enecom.co.jp/business/enewings/support/yakkan.html>

以上

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

ソリューション営業部 TEL 050-8201-1425

『EneWingsVPN サービス契約約款』 新旧対照表

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容		
第1表 第1項 (3)	ア 契約回線区分		第2種アクセス回線サービス終了のため		
	区分	内 容		区分	内 容
	第1種アクセス回線 (網接続タイプM)	当社が設置するVPNサービス契約者回線		第1種アクセス回線 (網接続タイプM)	当社が設置するVPNサービス契約者回線
	第2種アクセス回線 (網接続タイプU)	他社接続回線との相互接続により設置するVPNサービス契約者回線		(削除)	(削除)
	第3種アクセス回線 (網接続タイプF)	インターネット接続事業者に係る電気通信回線設備を介して接続されるVPNサービス契約者回線のうち、第4種アクセス回線以外のもの		第3種アクセス回線 (網接続タイプF)	インターネット接続事業者に係る電気通信回線設備を介して接続されるVPNサービス契約者回線のうち、第4種アクセス回線以外のもの
第4種アクセス回線 (網接続タイプFIN)	インターネット接続事業者に係る電気通信回線設備を介して接続されるVPNサービス契約者回線のうち、無線基地局設備を使用する	第4種アクセス回線 (網接続タイプFIN)	インターネット接続事業者に係る電気通信回線設備を介して接続されるVPNサービス契約者回線のうち、無線基地局設備を使用する		

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="271 140 629 201"></td> <td data-bbox="629 140 1014 201">もの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="271 201 1014 616"> <p>備考</p> <p>1 VPNサービス契約者が指定することができる第1種アクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるVPNサービス取扱局の収容区域に限ります。</p> <p>2 VPNサービス契約者が指定することができる第2種アクセス回線、第3種アクセス回線および第4種アクセス回線の終端の場所は、協定事業者が定める収容区域によります。</p> </td> </tr> </table>		もの	<p>備考</p> <p>1 VPNサービス契約者が指定することができる第1種アクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるVPNサービス取扱局の収容区域に限ります。</p> <p>2 VPNサービス契約者が指定することができる第2種アクセス回線、第3種アクセス回線および第4種アクセス回線の終端の場所は、協定事業者が定める収容区域によります。</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1028 140 1424 201"></td> <td data-bbox="1424 140 1839 201">もの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1028 201 1839 616"> <p>備考</p> <p>1 VPNサービス契約者が指定することができる第1種アクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるVPNサービス取扱局の収容区域に限ります。</p> <p>2 VPNサービス契約者が指定することができる第2種アクセス回線、第3種アクセス回線および第4種アクセス回線の終端の場所は、協定事業者が定める収容区域によります。</p> </td> </tr> </table>		もの	<p>備考</p> <p>1 VPNサービス契約者が指定することができる第1種アクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるVPNサービス取扱局の収容区域に限ります。</p> <p>2 VPNサービス契約者が指定することができる第2種アクセス回線、第3種アクセス回線および第4種アクセス回線の終端の場所は、協定事業者が定める収容区域によります。</p>										
	もの																		
<p>備考</p> <p>1 VPNサービス契約者が指定することができる第1種アクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるVPNサービス取扱局の収容区域に限ります。</p> <p>2 VPNサービス契約者が指定することができる第2種アクセス回線、第3種アクセス回線および第4種アクセス回線の終端の場所は、協定事業者が定める収容区域によります。</p>																			
	もの																		
<p>備考</p> <p>1 VPNサービス契約者が指定することができる第1種アクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるVPNサービス取扱局の収容区域に限ります。</p> <p>2 VPNサービス契約者が指定することができる第2種アクセス回線、第3種アクセス回線および第4種アクセス回線の終端の場所は、協定事業者が定める収容区域によります。</p>																			
<p>第1表 第1項 (3)</p>	<p>イ 契約者回線の品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="271 719 629 770">区分</th> <th data-bbox="629 719 1014 770">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="271 770 450 1034" rowspan="2">第1種アクセス回線に係るもの</td> <td data-bbox="450 770 629 1034">コース131 (EGG光アクセスプランA)</td> <td data-bbox="629 770 1014 1034">最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1034 629 1279">コース132 (EGG光アクセスプランB)</td> <td data-bbox="629 1034 1014 1279">最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分		内 容	第1種アクセス回線に係るもの	コース131 (EGG光アクセスプランA)	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	コース132 (EGG光アクセスプランB)	最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<p>イ 契約者回線の品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1028 719 1424 770">区分</th> <th data-bbox="1424 719 1839 770">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1028 770 1245 1034" rowspan="2">第1種アクセス回線に係るもの</td> <td data-bbox="1245 770 1424 1034">コース131 (EGG光アクセスプランA)</td> <td data-bbox="1424 770 1839 1034">最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 1034 1424 1279">コース132 (EGG光アクセスプランB)</td> <td data-bbox="1424 1034 1839 1279">最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分		内 容	第1種アクセス回線に係るもの	コース131 (EGG光アクセスプランA)	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	コース132 (EGG光アクセスプランB)	最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<p>第2種アクセス回線サービス終了のため</p>
区分		内 容																	
第1種アクセス回線に係るもの	コース131 (EGG光アクセスプランA)	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																	
	コース132 (EGG光アクセスプランB)	最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの																	
区分		内 容																	
第1種アクセス回線に係るもの	コース131 (EGG光アクセスプランA)	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																	
	コース132 (EGG光アクセスプランB)	最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの																	

	第2種アクセス回線に係るもの	コース142 (第2種ADSL方式)	第2種アクセス回線を利用するものであって、DSL回線で構成されるもの	(削除)	(削除)	(削除)		
		コース143 (第2種ISDN方式)	第2種アクセス回線を利用するものであって、ISDN回線で構成されるもの	(削除)	(削除)			
	第3種アクセス回線に係るもの	コース151 (第3種イーサネット方式)	第3種アクセス回線を利用するものであって、別表1に規定するユーザ網インターフェースに係る電気通信回線を使用するもの	第3種アクセス回線に係るもの	コース151 (第3種イーサネット方式)	第3種アクセス回線を利用するものであって、別表1に規定するユーザ網インターフェースに係る電気通信回線を使用するもの		
		コース152 (第3種ADSL方式)	第3種アクセス回線を利用するものであって、DSL回線で構成されるもの		コース152 (第3種ADSL方式)	第3種アクセス回線を利用するものであって、DSL回線で構成されるもの		
第4種アクセス回線に係るもの	コース161 (第4種モバイル方式)	第4種アクセス回線を利用するもの	第4種アクセス回線に係るもの	コース161 (第4種モバイル方式)	第4種アクセス回線を利用するもの			

第1表 第1 2項	イ 契約者回線				イ 契約者回線				第2種アクセス回線サービス終了ならびに誤植のため
	品目	単位	料金額	(税込価格)	品目	単位	料金額	(税込価格)	
	コース 131	1の接続ごとに	7,600円	(8,360円)	コース 131	1の接続ごとに	7,600円	(8,360円)	
	コース13 2	1の接続ごとに	8,700円	(9,570円)	コース13 2	1の接続ごとに	8,700円	(9,570円)	
	コース14 2	1の接続ごとに)	4,000円	(4,400円)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
	コース14 3	1の接続ごとに)	4,000円	(4,400円)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
	コース15 1	1の接続ごとに	4,000円	(4,400円)	コース15 1	1の接続ごとに	4,000円	(4,400円)	
	コース15 2	1の接続ごとに	4,000円	(4,400円)	コース15 2	1の接続ごとに	4,000円	(4,400円)	
	コース16 1	1の接続ごとに	4,000円	(4,400円)	コース16 1	1の接続ごとに	4,000円	(4,400円)	
	備 考 1 コース131～139については、回線接続装置および光アクセス回線の利用料を含みます。 2 コース142～159については、別途、協定事業者の契約約款及び料金表に規定する光アクセス回線の利用料が必要となります。 3 コース161については、別途、EneWingsモバイルサービス契約約款及び料金表に規定するモバイルアクセス回線の利用料が必要となります。				備 考 1 コース131、 132～139 については、回線接続装置および光アクセス回線の利用料を含みます。 2 コース 142～ 151、15 9 2については、別途、協定事業者の契約約款及び料金表に規定する光アクセス回線の利用料が必要となります。 3 コース161については、別途、EneWingsモバイルサービス契約約款及び料金表に規定するモバイルアクセス回線の利用料が必要となります。				

第2表
第1
1項

ア 基本機能に係る工事				
区 分		単位	工事費の額	(税込価格)
(1) V P N 網 機 能 に 係 る 工 事	新設 の 場 合	1の工事 ごとに	30,000円	(33,000円)
	ア ク セ ス 回 線 の 追 加 お よ び ア ク セ ス 回 線 品 目 変 更 の 場 合	1の契約 者回線 1の工事 ごとに	10,000円	(11,000円)
	(2) 契 約 者 回 線 に 係 る 工 事	回線接続 装置の設 置	1の工事 ごとに	22,000円
回線接続 装置の変 更		1の工事 ごとに	7,000円	(7,700円)
備 考				

ア 基本機能に係る工事				
区 分		単位	工事費の額	(税込価格)
(1) V P N 網 機 能 に 係 る 工 事	新設 の 場 合	1の工事 ごとに	30,000円	(33,000円)
	ア ク セ ス 回 線 の 追 加 お よ び ア ク セ ス 回 線 品 目 変 更 の 場 合	1の契約 者回線 1の工事 ごとに	10,000円	(11,000円)
	(2) 契 約 者 回 線 に 係 る 工 事	回線接 続装置 の設置	1の工事 ごとに	22,000円
回線接 続装置 の変 更		1の工事 ごとに	7,000円	(7,700円)
備 考				

第2種アクセス回
線サービス終了の
ため

	<p>1 上記工事に伴い特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。</p> <p>2 上記工事はV P Nサービス取扱所の営業時間において行うものとしします。</p> <p>3 第2種アクセス回線および第3種アクセス回線については、別途、協定事業者の契約約款及び料金表に規定する光アクセス回線の工事費が必要となります。</p> <p>4 移転等の工事費は、回線接続装置の設置等に係る工事について適用します。</p>	<p>1 上記工事に伴い特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。</p> <p>2 上記工事はV P Nサービス取扱所の営業時間において行うものとしします。</p> <p>3 第2種アクセス回線および第3種アクセス回線については、別途、協定事業者の契約約款及び料金表に規定する光アクセス回線の工事費が必要となります。</p> <p>4 移転等の工事費は、回線接続装置の設置等に係る工事について適用します。</p>	
付則	<p>付則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は2023年9月1日から実施します。</p>		<p>第2種アクセス回線サービス終了のため</p>